1 令和7年11月9日執行 多可町議会議員選挙

2 公職の候補者 住 所

氏 名

政党等の名称 党

3 令和7年 月 日 から

(第 回分)

令和7年 月 日 まで

4 収入の部

月日	金額又は 見 積 額 (円)	種別	寄 附 を 住所又は主たる 事務所の所在地	を し た 氏名又は団体名	番 職 業	金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備考

4 収入の部

	金額又は			と し た	者	金銭以外の寄附	/# .
月 日	見 積 額 (円)	種別	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職業	金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備考

4 収入の部

		金額又は		寄附	と し た	者	金銭以外の寄附		
	月日	見積額 (円)	種別	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職業	及びその他の収入の見積の根拠	備考	
	寄附								
計	その他の収入								
	計								
24	寄附								
前回計	その他の収入								
pl	計								
	寄附								
総額	その他の収入								
	総計								

	参考			
L				

	金額又は			支	出を	受 け た	者	A 住口 別 の 士 山	
月 日	見積額	区 分	支出の目的	住 所 又 は事 務 所 の	主たる	氏名又は団体名	職業	金銭以外の支出 の 見 積 の 根 拠	備考
	(円)			事務所の	所 任 地				
(一) 人件費									
人件費 計									
(二) 家屋費									
(イ) 選挙事務所費									
(ロ) 集合会場費等									
家屋費 計									
(三) 通信費									
通信費計									
(四) 交通費									
交通費 計									
(五) 印刷費									
印刷費 計									
(六) 広告費									
広告費 計									
(七) 文具費									
文具費 計									
(八) 食料費									
食料費 計									
(九) 休泊費									
休泊費 計									
(十) 雑費									
雑費 計									

	ク妬コル			支出	さを	受 け た	者		
月 日	金額又は 見 積 額 (円)	区分	支出の目的	住所又は事務所の	主 た る所 在 地	氏名又は団体名	職業	金銭以外の支出 の見積の根拠	備考

		公姑 カル			支	出を	受けた	者	A AB 01 41	
	月 日	日 金額又は 見 積 額 (円)		支出の目的	住 所 又 は事 務 所 の	主たる所在地	氏名又は団体名	職業	金銭以外の支出 の 見 積 の 根 拠	備考
	立候補準備のための支出									
計	選挙運動のための支出									
	計									
<u> </u>	立候補準備のための支出									
前回計	選挙運動のための支出									
FI	計									
	立候補準備のための支出									
	選挙運動のための支出									
	総計									

	項目	単価(A) (円)	枚数 (B) (枚)	金額 $(A) \times (B) = (C)$ (円)
	ビラの作成			
	ポスターの作成			
支出のうち 公費負担相当額				
公費負担相当額 				
	計			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(ビラ若しくはポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載するものとし、また、その他
 - の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。